

**ギリシャ情勢 2****迫る国民投票、ユーロ圏残留を問う機会に変化、情勢は不透明**

6月27日にギリシャのチプラス首相が財政緊縮策を問う国民投票を突如表明してから6日間、ギリシャと債権団の金融支援協議が決裂、EUはギリシャへの金融支援を打ち切り、ギリシャはIMFへの債務滞納で事実上のデフォルト（債務不履行）に陥り財政破綻が迫っている。予想外の協議決裂の後には、予想通りの最悪の展開を辿っている。2日後に迫った国民投票は賛否が拮抗している模様であり、結果もその後の金融支援交渉の行方も予断を許さない情勢である。それでも現時点で分かる情報を基に現状を整理してみた。

**1. 予想通りの金融支援打ち切りとデフォルト、国民投票は賛否拮抗で予想困難**

6月29日の前回報告では、ギリシャのチプラス政権と債権団の金融支援協議の予想外の決裂を受けて、EUの対ギリシャ金融支援の打ち切りとギリシャの事実上のデフォルトは不可避との見通しを示した。その後のギリシャは、この予想通りの最悪の展開を辿っている。

ギリシャの事実上のデフォルトという衝撃の割には、国際金融市場の反応は落ち着いている。しかしそれも、ECBがギリシャの銀行向けのELA（緊急流動性支援）を国民投票が終わるまで維持することを決めるなど、債権団が世界の金融市場へのショックの伝播を抑え、国民投票の迫るギリシャを刺激しないように配慮したからでもある。チプラス政権と債権団は対立したままであり、国民投票の結果によってはギリシャのユーロ離脱など事態の悪化が加速する恐れは十分にある。

その国民投票の最新情勢は、賛否伯仲の模様である。3日に発表された世論調査機関ALCOの調査によれば、財政緊縮策の受け入れに賛成が44.8%、反対が43.4%と拮抗している。一方で同調査によれば、ギリシャのユーロ圏残留には希望が74%と大多数を占め、独自通貨の導入希望はわずか15%であったという。受け入れ賛成は全てユーロ圏残留を希望であろうから、受け入れ反対だがユーロ圏残留も希望する国民が3割近くを占めているとみられる。国民投票では、このグループがそのまま反対票を投じるのか、ユーロ圏残留には緊縮策を受け入れるしかないと考えて賛成票に転じるのか。国民投票の「勝敗」は、このグループの判断にかかっていると考えられ、その意味でも賛否は拮抗であり、勝敗予想は困難である。

**2. 緊縮策は拒否、ユーロ圏残留という無理な選挙公約を守ろうとするチプラス政権**

米国でチプラス政権とEUなど債権団の金融支援交渉を見守ってきた外交と国際金融の関係者の多くは、チプラス首相がいずれかのタイミングで行き詰まった局面を打開するための

切り札として国民投票を切り札に使う可能性はあると思っていたという。しかし、行使するとしても、それは債権団の求める緊縮策を受け入れるためであり、受け入れに国民の信を得ることで緊縮策に強硬に反対する与党・急進左派連合（SYRIZA）内部の最左派を切り捨てるとの見方が大勢だったという。

今年1月のギリシャ総選挙では、当時の最大野党の急進左派連合が緊縮策の受け入れ拒否とユーロ圏への残留の両立を公約にして勝利を収め、政権を獲得した。しかし、債権団は両立を拒否し、チプラス政権にユーロ圏に残留したければ緊縮策を受け入れよと求め続けてきた。緊縮策の拒否は公約の一部とはいえ、緊縮策を受け入れなければ金融支援を得られなくなる。そうなれば、ギリシャは財政破綻に追い込まれてユーロ圏離脱を余儀なくされるため、もう一つの公約を守れなくなる。つまりチプラス政権の当初の二つの公約は両立し得ない。緊縮策を拒否して財政破綻とユーロ離脱を受け入れるか、緊縮策を受け入れてユーロ圏に残留し続けるか。前者の選択などあり得ないから、チプラス政権は緊縮策を受け入れる。チプラス政権にとっての残された課題は、与党内で公約の部分撤回を了承させる政治調整であり、そのために国民投票というカードを切ることはあり得ると思われていたのである。

実際、チプラス政権は債権団との金融支援交渉において、債権団の求める緊縮策の受け入れを一切拒否するのではなく、緊縮策の修正を求めるという現実的な対応を続けていた。だからこそ、チプラス政権と債権団の交渉はいずれまとまるとの見方が大勢だった。しかし、先週末に交渉が予想外の決裂となった後は、チプラス首相の主張は総選挙の急進左派連合の公約に戻った。緊縮策は受け入れないしユーロ圏にも残留する。変わったのは同首相の債権団に対する認識である。ギリシャがユーロ圏から離脱すれば、ギリシャ経済は深刻なダメージを受けるが、他のユーロ圏諸国が受けるダメージも非常に大きい。それを恐れる他のユーロ圏諸国は、ギリシャをユーロ圏から離脱させたくないし、させられない。だから、EUなど債権団が求める緊縮策を拒否しても、他のユーロ圏諸国はギリシャをユーロ離脱に追い込めない。逆に、ギリシャ国内が反緊縮で団結していることを債権団に示すことができれば、ギリシャの債権団に対する立場は強まり、発言力も増す。そのために国民投票というカードを切り、緊縮策の受け入れ拒否という結果を出せば、債権団から譲歩を引き出すことができる。このような「論理」に至ったチプラス首相は、緊縮策の受け入れ拒否という政権の主張に国民の信を得るために国民投票を切り札に使うという予想外の行動に出たと考えられる。デフォルト、財政破綻の危機に追い込まれたチプラス首相の瀬戸際戦術の一環であり、その主張は債権団からみれば強弁にしかみえない。それでも、チプラス首相にとっては筋の通った主張であり、だからこそ今週もテレビ演説で「国民投票で反対票を投じることが、よい合意に必要なステップになる」と訴えられるのだろう。

もっとも、チプラス政権も強硬姿勢を続ければ債権団が譲歩すると自信を持っているわけではない。現に債権団との交渉決裂後、いったん表明した国民投票を延期する可能性も示唆するなど、債権団から譲歩を引き出すための駆け引きとして国民投票を持ち出した面もある。しかし、そうした心理戦に債権団が応じず、国民投票を本当に実施せざるを得なくなっ

たことで、チプラス首相らは国民投票を正当化する自らの主張にのめり込んでいったようにもみえる。

### 3. 緊縮策の受け入れ可否から、ギリシャのユーロ残留を問う国民投票へ変化

しかし、このチプラス首相の極端な主張とこれまで繰り返してきた瀬戸際戦術が、ドイツを中心とする他のユーロ圏諸国のギリシャに対する反発を招いた。ギリシャが緊縮策を受け入れないのなら、支援を打ち切りギリシャがユーロから離脱するほうがましといった意見がユーロ圏、債権団の中で強まったのである。チプラス首相が緊縮策否決への国民の信を得るために実施を決めた国民投票も、債権団側は当初その実施に苛立ちや反発を強めていたが、すぐに方針を切り替えて、積極的に活用することにした。ギリシャ国民にユーロ圏に残留を望むのか結論を出してもらう機会としての国民投票へ切り替え、選挙戦の主導権ごとチプラス政権から奪う。その反転攻勢の強さは、最近になってチプラス首相らが「債権団はギリシャ国民に緊縮策に賛成しなければギリシャはユーロから離脱するなどと脅している」と訴え、「国民投票はギリシャのユーロ離脱を問うものではない」と強調していることから分かる。

結果として、チプラス政権と債権団は、国民投票の緊縮策を受け入れるか否かという設問に、「否決はギリシャのユーロ圏離脱を意味する」という一文を暗黙に加えるかどうかの攻防にもなった。そして、前述の最新の世論調査の結果などをみると、国民投票は緊縮策への賛否ではなく、ギリシャがユーロ圏に残留するか否かを問う機会であると認識するギリシャ国民も着実に増えていると考えられる。このように国民投票の意味が日を迫るごとに変わってきていることからみても、現時点で結果を予測することは非常に難しくなっているのである。

### 4. 早期の交渉再開でも、ギリシャは600億ユーロの追加支援が必要との見方

ギリシャも債権団も国際金融市場も、国民投票の後に速やかに新たな金融支援協議が始まることが望ましいと考えている。それには、チプラス政権にとっては望ましくないが、国民投票で緊縮案の受け入れ賛成が多数となる結果が相対的に望ましいだろう。しかし、その場合でも、新たに必要となる金融支援は多額になるとIMF<sup>1</sup>が指摘している。EUの改革案を受け入れたとしても、今後3年間で新たに600億ユーロを超える規模の金融支援が必要になり、将来的には債務免除が必要になる可能性もあるという。1月のチプラス政権の発足後の改革の遅れやギリシャ経済の停滞が響いたともいうが、ギリシャ政府は改革の加速、債権団は追加支援の拡大のどちらも必要という。国民投票の結果によっては、チプラス政権の退陣と総選挙など、さらにギリシャと債権団の協議が遅くなり、必要な金融支援や債務免除の規模は膨らむ可能性があることに注意しておく必要がある。

以上／今村

<sup>1</sup> IMF Country Report No. 15/165, GREECE, PRELIMINARY DRAFT DEBT SUSTAINABILITY ANALYSIS  
<http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2015/cr15165.pdf>

本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、丸紅米国会社ワシントン事務所（以下、当事務所）はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。

本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当事務所は何らの責任を負うものではありません。

本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。

本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当事務所の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。